

# 総合評価一般競争入札心得

高知県教育委員会事務局高等学校課

## (目的)

第1条 高知県の行う高知県立中学校・高等学校Web出願システム構築及び運用保守委託業務の総合評価一般競争入札の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）その他別に定めのあるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

## (入札参加資格)

第2条 総合評価一般競争入札に参加することができる者は、当該入札参加者として資格を確認された者（以下「入札参加者」という。）とする。

また、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しない者とする。

## (入札保証金)

第3条 入札参加者は、入札執行前に見積もった契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第10条の規定により免除された場合は、この限りではない。

## (入札の方法等)

第4条 入札参加者又はその代理人（以下「入札者」という。）は、仕様書その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。この場合において仕様書等に疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札者は入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、封筒に入れて封かんし、書留郵便により指定する期日までに到達するように郵送しなければならない。ただし、郵送が困難な場合等においては持参を認めるものとする。

3 第13条に規定する再度入札に参加する場合は、初度入札と再度入札に係る入札書を別々の封筒に入れて封かんし、封筒の封皮には各々前記必要事項のほか「初度入札」、「第2回入札」、「第3回入札」と記載すること。

## (入札の基本的事項)

第5条 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載して入札しなければならない。

2 入札者が代理人であるときは、委任状を提出しなければならない。

3 入札金額は、1円未満の端数をつけることはできない。1円未満の端数をつけたものがあるときは、その端数の金額は記載のないものとして取り扱うものとする。

4 入札書の記載事項のうち、金額は訂正することができない。

5 前項に定める入札書の記載事項以外について訂正したときは、訂正箇所又は入札書の余白に押印し、訂正その他の必要事項を記載しなければならない。

6 入札者は、いったん提出した入札書について、取替え、訂正又は取消しすることはできない。

7 次の場合には、入札は行わない。

(1) 当該公告における入札参加資格要件を満たす申請者がいないとき

(2) 入札参加者が1者もいなくなったとき。

### (公正な入札の確保)

第6条 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

### (入札の取りやめ等)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期若しくは取りやめ、又は当該入札者を入札に参加させないことがある。

- (1) 天災その他やむを得ない理由があると認められるとき。
- (2) 入札者が談合し、又は不隠な行動をする等の場合において、入札を公平に執行することができないと認められるとき。

### (入札の辞退)

第8条 入札者は、開札が行われるまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札者が入札を辞退するときは口頭又は文書によるものとする。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取扱いを受けることはない。

### (無効の入札)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札書を無効とする。

- (1) 入札者の記名及び押印（代理人による入札の場合は、入札参加者の記名及び代理人の記名押印）を欠く入札書
- (2) 誤字脱字等により、その意思表示が不明瞭である入札書
- (3) 入札の金額を訂正した入札書又は金額未記入の入札書、金額を絵取った入札書及び不明瞭な入札書
- (4) 予定価格を上回る価格の入札をした入札書
- (5) 入札保証金を納付しているが、当該保証金が所定の額に達していない入札書
- (6) 一般書留又は簡易書留郵便以外の送付方法で入札書を送付した場合
- (7) 期限までに到達しない入札書
- (8) その他、入札の諸条件に違反した入札書

### (失格の入札)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その者を失格とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者が入札をした場合
  - (2) 委任状が提出されていない代理人が入札をした場合
  - (3) 所定の入札保証金若しくは入札保証金に代わる担保を納付しない者又は提供しない者（第3条ただし書の規定により入札保証金を免除された者を除く。）が入札をした場合
  - (4) 同一事項の入札について、他の入札者の代理人を兼ね、又は2人以上の入札参加者の代理をした者が入札をした場合
  - (5) 価格その他の条件が最も有利なものをもって入札をした者（以下「最も有利な入札者」という。）が2者以上いる場合のくじに参加しないとき
  - (6) 明らかに談合によると認められる入札をした場合
- 2 提出期限までに業務提案書等が提出されない場合、又は、提出された業務提案書等に必要事項が記載されていない等の不備があった場合、又は求めた内容とは異なる不適切な記載がなされていると判断されるとき、又は、業務提案書評価表の中の評価区分が必須である評価項目に1項目でも0点の項目があった場合は、その提案を行った者を失格とする。

### (落札者の決定方法)

第11条 予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札をした者のうち、最も有利な入札者を落札者とする。

ただし、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当と認められるときはその者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札をした他の者のうち最も有利な入札者を落札者とする。

**(最も有利な入札者が2者以上ある場合の落札者の決定方法)**

第12条 最も有利な入札者が2者以上あるときは、入札説明書で定めた方法により決定する。

**(再度入札等)**

第13条 開札の結果落札となるべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

2 再度入札は、2回(初度入札を含め3回)まで行う。

3 次の各号に掲げる入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(1) 入札を辞退した者

(2) 入札辞退として取り扱われた者

(3) 入札の結果失格となった者

4 再度入札を行っても、なお落札者がいないときは、随意契約の折衝を行うことがある。

**(契約保証金)**

第14条 落札者は、契約の締結に際し、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第40条の規定により免除された場合又は規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではない。

2 落札者は、契約保証金の免除(規則第40条第6号による場合を除く。)又は契約保証金に代わる担保の提供の承認を受けるときには、落札決定後速やかに契約担当者が指示する書類等を提出しなければならない。

**(契約書の提出)**

第15条 落札者は、落札後において交付された契約書の案に記名押印し、契約担当者に提出しなければならない。ただし、電子契約サービスを利用する場合には、契約内容を記録した電磁的記録に電子署名を行うものとする。

**(入札に係る公正な競争を阻害するおそれのある行為に関する情報(以下「談合情報」という。)が寄せられた場合)**

第16条 入札前に談合情報が寄せられた場合は、調査審議のうえ、その事実が認められない場合には入札を執行するが、落札決定は保留し、再審議の後、参加者に通知を行う。

2 入札後に談合情報が寄せられた場合は、調査審議のうえ、その事実が認められる場合には、落札者であっても契約を締結しない。

**(異議の申立て)**

第17条 入札者は、入札後にこの心得又はあらかじめ示された仕様書、契約書及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

**(入札記録)**

第18条 入札結果は、入札記録にとりまとめて公表する。